

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日に
が休むと
日翌日)

目 次

◇ 告 示
字の区域の変更等

生活保護法による医療機関の指定

保険薬剤師の登録

結核予防法による医療機関の指定

被爆者一般疾病医療機関の指定

土地改良法による換地処分

鳥獣保護区の設定に係る公聴会の開催

開発行為に関する工事の完了

都市計画事業の認可

告 示

鳥取県告示第五百七十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による日比野山地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十九年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名称

同上の区域（昭和五十八年六月二十三日現在の地番による。）

大字大谷字日比
野山

大字大谷字日比野山の全域
大字大谷字町田濱の全域

大字大谷字一本松三八六、三八八の一、三八八の二、三八九から三九三まで、三九三内一、三九四から四〇二まで、四〇三の一から四〇三の四まで、四〇四の一から四〇四の六まで、四〇五、四〇五内一、四〇六、四〇七の一、四〇七の二、四〇八から四一〇まで及びこれらと一体をなす国有地

大字大谷字東日比野濱四一一、四一一の一から四一一の三まで、四一一の一から四一一の五まで、四一一の一から四一一の三まで、四一一、四一一の一、四一一から四一九まで、四一九の一から四一九の四まで、四二一内二、四二一内三、四二二の一、四二二の二、四二二次一、四二二、四二四の一、四二六の一、四二六の二、四二七、四二八の一から四二八の三まで、四二九、四三〇の一、四三〇の二、

<p>大字大谷字一本松</p>	<p>大字大谷字東日比野濱</p>	<p>大字大谷字中日比野濱</p>
<p>四三一の一から四三一の三まで、四三二、四三三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字大谷字中日比野濱四六四、四六五、四六六の一、四六七の一、四六七の二、四六八の一、四六八の四、四六八の五、四六九から四七四まで、四七五の一から四七五の三まで、四七六の一から四七六の一〇まで、四七七、四七八、四七九の一から四七九の四まで、四八〇、四八一の一、四八一の二、四八二、四八二の一、四八二の二、四八三の一、四八四の一、四八五の一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字大谷字東日比野濱のうち四一一、四一一の一から四一一の三まで、四一二の一から四一二の五まで、四一三の一から四一三の三まで、四一四、四一四の一、四一五から四一九まで、四一九の一から四一九の四まで、四二一内二、四二一内三、四二二の一、四二二の二、四二三次一、四二三、四二四の一、四二六の一、四二六の二、四二七、四二八の一から四二八の三まで、四二九、四三〇の一、四三〇の二、四三一の一から四三一の三まで、四三二、四三三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字大谷字中日比野濱のうち四六四、四六五、四六六の一、四六七の一、四六七の二、四六八の一、四六八の四、四六八の五、四六九から四七四まで、四七五の一から四七五の三まで、四七六の一から四七六の一〇まで、四七七、四七八、四七九の一から四七九の四まで、四八〇、四八一の一、</p>

四八一の二、四八二、四八二の一、四八二の二、四八三の一、四八四の一、四八五の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

廃止する字の名称
大字大谷字町田濱

鳥取県告示第五百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十九年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取県立整肢学 園	米子市上福原一七五一	昭和五十九年七月二十三日

鳥取県告示第五百七十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二

年政令第八十七号) 第九条の規定により告示する。

昭和五十九年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
田 中 晶 子	鳥薬第五四三号	昭和五十九年七月十二日
平 野 温 興	鳥薬第五四四号	〃

鳥取県告示第五百七十七号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十九年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
西川延命堂薬局	米子市富士見町二丁目一一五	昭和五十九年七月二十七日

鳥取県告示第五百七十八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十九年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
湯村皮膚科医院	鳥取市湯所町二丁目一八三	昭和五十九年七月二十四日
上賀茂診療所	八頭郡家町大字稲荷二二一一	〃
小林薬局マロニエ店	倉吉市昭和町一丁目二六一一	〃

鳥取県告示第五百七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岩美町から同町が行う土地改良事業に係る日比野山地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百八十号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第
四項において準用する同法第一条ノ四第五項の規定に基づき、次のとおり
公聴会を開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十
五年農林省令第百八号）第四十八条第一項の規定により告示する。

昭和五十九年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 日時 昭和五十九年八月二十九日 十三時三十分から

二 場所 日野郡日南町生山六一九 日南町役場議場

三 案件

鳥獣保護区を次のとおり設定することについて

名 称	位 置
道後山鳥獣保護区	日野郡日南町豊栄、湯河、新屋及び上萩山地内

鳥取県告示第五百八十一号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年
法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年四月二十四日 鳥取県指令受都計第六十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市大崎字荒神川北往來東及び字往來東

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市大崎九九八

松本剛典

鳥取県告示第五百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づ
き、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、
次のとおり告示する。

昭和五十九年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

倉吉市

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画公園事業第二・二・九号 千人破戸公園

三 事業施行期間

昭和五十九年八月七日から昭和六十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 倉吉市東巖城町地内

使用の部分 なし